

対象となるワクチン

ワクチンは次の2種類 **いずれか1つ** を選択してください。

健康被害の救済制度

当事業では、各自の判断で接種する任意の予防接種となります。任意の予防接種を接種した後、万が一健康被害が生じ、その健康被害が、带状疱疹ワクチンによるものと認められた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構による「医療品副作用被害救済制度」により、救済を受けることができます。



注意事項 **どちらか一方**のワクチンの補助を受けることができます。**(2種類選択は不可)**



不活化ワクチン(乾燥組換え带状疱疹ワクチン)

必要接種回数

2回 (2回目は、1回目接種から、原則2カ月以上6カ月以内に接種)

接種期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

※2回の接種を完了するには、1回目を令和9年1月までに接種する必要があります。
※1回目と2回目の接種間隔は、原則2カ月以上6カ月以内です。

带状疱疹の発症や合併症に対する予防効果

- 発症→接種後1年時点…9割以上、接種後5年時点…9割程度
 - 合併症(带状疱疹後神経痛)→接種後3年時点…9割以上
- ※厚労省資料より(市HP掲載)

副反応

- 注射部位の疼痛・発赤・腫脹・そう痒感
 - 筋肉痛、疲労、頭痛、悪寒、発熱、胃腸症状、倦怠感、その他の疼痛
- まれにショック、アナフィラキシー、ギラン・バレー症候群がみられることがあります。

補助額および回数

1回あたり 上限10,000円 × 上限2回まで

- 1回目接種から、原則2カ月以上6カ月以内に2回目の接種をしてください。
- 公費負担により接種できる回数は2回です。

自己負担額について

医療機関の提示する金額(*)から、市の補助額を差し引いた額を、自己負担金として医療機関にお支払いください。

※医療機関の提示する額は、医療機関によって異なりますので、接種を希望する医療機関にご確認ください。
(約20,000円～約25,000円)

例

医療機関の提示する額が1回22,000円の場合
22,000円から補助額の10,000円を引いた、12,000円を医療機関でお支払いください。
2回の接種が必要ですので、2回とも補助を利用した場合は、44,000円の接種費用のうち、24,000円が自己負担分となります。



生ワクチン(乾燥弱毒生水痘ワクチン)

必要接種回数

1回

接種期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

带状疱疹の発症や合併症に対する予防効果

- 発症→接種後1年時点…6割程度、接種後5年時点…4割程度
 - 合併症(带状疱疹後神経痛)→接種後3年時点…6割程度
- ※厚労省資料より(市HP掲載)

副反応

- 注射部位の発赤・そう痒感・熱感・腫脹・疼痛・硬結
 - 発疹、倦怠感
- まれにアナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎がみられることがあります。

補助額および回数

1回あたり 上限4,000円 × 上限1回まで

- 公費負担により接種できる回数は1回です。

自己負担額について

医療機関の提示する金額(*)から、市の補助額を差し引いた額を、自己負担金として医療機関にお支払いください。

※医療機関の提示する額は、医療機関によって異なりますので、接種を希望する医療機関にご確認ください。
(約8,000円～約10,000円)

例

医療機関の提示する額が1回9,000円の場合
9,000円から補助額の4,000円を引いた、5,000円を医療機関でお支払いください。